

規制地域区分対応表

1 騒音環境基準の規制区域

区域の区分	区域名
A類型	都市計画法の用途地域（以下「用途地域」）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B類型	用途地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 以下の町名のうち用途地域の定めのない地域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田 西区城山半田1～3丁目、西区城山薬師1、2丁目、西区小島2、3、5丁目、西区小島上町、西区中原町、西区中島町
C類型	1. 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域として定められた区域以外の地域 (B類型を除く)

備考：風致地区内は原則B類型。ただし、風致地区かつ用途地域設定地域についてはその用途地域に対応する指定がB類型以上であれば、用途地域に対応。

区域の区分	区域名
第1種区域	都市計画法の用途地域（以下「用途地域」）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	用途地域のうち第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 以下の町名のうち用途地域の定めのない地域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田 西区城山半田1～3丁目、西区城山薬師1、2丁目、西区小島2、3、5丁目、西区小島上町、西区中原町、西区中島町
第3種区域	1. 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域として定められた区域以外の地域 (第2種区域を除く)
第4種区域	用途地域のうち工業地域、工業専用地域 臨港地区

2 騒音規制法に基づく特定工場等の規制区域

備考：風致地区内は原則第2種。ただし、風致地区かつ用途地域設定地域についてはその用途地域に対応する指定が第2種以上であれば、用途地域に対応。

「第1種区域」と「第3種区域」、「第2種区域」と「第4種区域」、「第1種区域」と「第4種区域」が隣接している地域については、当該「第3、4種区域」側に緩衝地域として幅50メートルの中間の規制区域を当てはめる。

3 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制区域

区域の区分	区域名
第1号	騒音規制法に基づく特定工場等の規制地域の区分が、第1種、第2種、第3種の地域
第2号	騒音規制法に基づく特定工場等の規制地域の区分が、第4種の地域 臨港地区

4 振動規制法に基づく特定工場等の規制区域

区域の区分	区域名
第1種	都市計画法の用途地域（以下「用途地域」）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 以下の町名のうち用途地域の定めのない地域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田 西区城山半田1～3丁目、西区城山薬師1、2丁目、西区小島2、3、5丁目、西区小島上町、西区中原町、西区中島町
第2種	1. 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域として定められた区域以外の地域（第1種区域を除く） 3. 臨港地区

5 振動規制法に基づく特定建設作業の規制区域

区域の区分	区域名
-------	-----

第1号	1. 都市計画法の用途地域（以下「用途地域」）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域として定められた区域以外の地域
第2号	用途地域のうち工業地域及び工業専用地域 臨港地区

6 悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域

地域	区域名
A 地域	規制地域のうちB 地域以外の区域
B 地域	規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき定める農業振興地域整備計画において設定する農用地区域（法第8条第2項第1号）。

ただし、熊本市南区城南町は全域 A 地域